

**「長洲港土砂処分場整備事業に係る計画段階環境配慮書」に関する
熊本県環境影響評価審査会意見**

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 護岸工事や埋立の際に水の濁りが発生すれば、水質や生態系への影響が想定されることから、これらを含め、工事の実施によって影響を受ける可能性がある項目を環境影響評価項目として選定する必要があるか検討すること。

[大気環境]

〈悪臭〉

- (1) 工事実施時の底泥等の攪乱や、施設供用時の浚渫土等による底泥等の巻き上げ・攪乱によって悪臭が発生する可能性があるため、事業実施に伴う悪臭の影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 水の汚れについては、埋立地の存在に伴う海域の流況変化だけでなく、窒素・リン濃度、これらの栄養塩による植物プランクトンの一次生産等も踏まえた上で、CODの予測等を検討すること。

〈底質〉

- (1) 埋立地の存在に伴う流況の変化により底質は影響を受けると考えられるため、事業実施に伴う底質への影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物（鳥類）〉

- (1) 事業実施想定区域周辺に存在する干潟は鳥類が利用していると考えられるため、鳥類に関する年間を通じた適切な調査等を検討すること。
- (2) 文献調査結果によれば、事業実施想定区域周辺でコアジサシが確認されているが、近年、砂礫地等のコアジサシにとっての好適な環境は減少していることから、本事業によって造成される埋立地の土地利用において、これらの環境を整備・創出できないか検討すること。

〈動物〉

- (1) 海域に生息する動物の調査にあたっては、十分な調査範囲を設定できるように検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 荒尾干潟を周辺の地点から観察する際の眺望への影響について、調査・予測・評価する必要があるか検討すること。